

様式第4号（第11条関係）

基 住 第 3 3 4 号

令和7年12月26日

第17区区長 真島 一英 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

令和7年6月19日付けで提案がありました「けやき台通り4丁目と3丁目交差点に横断歩道設置のお願いの件」につきましては、鳥栖警察署へ設置要望書を提出しましたが、「横断歩道の設置は困難である」との回答がありました。

当該箇所につきましては、歩行者の安全対策として、注意看板等の設置を検討いたします。

2 取扱いの理由

鳥栖警察署から、要望箇所は交通量が少なく、見通しを妨げる工作物もなく、視距が確保されていることや、南北の横断歩道との距離が警察の設置基準を満たしていないため、横断歩道の設置は困難であると判断されています。

町として、歩行者の安全を確保するためにも、注意喚起のための看板を設置するなどの安全対策を検討します。

今後、白坂久保田2号線の交通量の変化などにより再検討が必要となった場合に、改めて鳥栖警察署と協議を行います。